

農政商工観光委員会会議録

日時 平成19年12月14日(金) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後3時39分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 浅川 力三
副委員長 棚本 邦由
委員 深沢登志夫 渡辺 亘人 皆川 巖 高野 剛
堀内 富久 金丸 直道 白壁 賢一

委員欠席者 仁ノ平尚子

説明のため出席した者

商工労働部長 横森 良照 産業立地室長 廣瀬 正文 商工労働部理事 堀内 豊彦
商工労働部次長 中楯 幸雄 商工労働部次長 野村 敬一
労働委員会事務局長 望月 行雄 労働委員会事務局次長 坂本 治雄
商工総務課長 中村 雅夫 商業振興金融課長 深沢 博昭 工業振興課長 清水 幹人
労政雇用課長 山田 幸子 職業能力開発課長 名取 俊樹
産業立地推進課長 中込 雅

観光部長 進藤 一徳 観光部理事 野呂瀬 一 観光部次長 佐々木 正彦
観光企画課長 榊原 章男 観光振興課長 堀内 久雄 国際観光振興室長 窪田 克一
観光資源課長 金子 辰男

農政部長 遠藤 順也 農政部次長 笹本 英一 農政部技監 雨宮 進
農政部技監 矢野 一男 農政総務課長 安藤 輝雄 指導検査室長 望月 剛
農村振興課長 猗股 寿雄 果樹食品流通課長 西島 隆 畜産課長 渡辺 富好
花き農水産課長 進藤 政秀 農業技術課長 山本 一 耕地課長 加藤 啓

公営企業管理者 望月 三千雄 企業局次長 島口 積 企業局参事 山田 清
企業局総務課長 清水 文夫 経営企画課長 山本 節彦 電気課長 西山 学

議題 第123号 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例中改正の件
第127号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会
関係のもの

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時05分から午前11時10分まで商工労働部・労働委員会関係、
休憩をはさみ午前11時23分から午前12時14分まで観光部関係、休憩を
はさみ午後1時34分から午後3時30分まで農政部関係、休憩をはさみ午後
3時33分から午後3時39分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 商工労働部・労働委員会関係

第123号 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例中改正の件

質 疑 なし

討 論 なし

採 決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第127号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会関係のもの

質 疑 なし

討 論 なし

採 決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(高度化資金について)

白壁委員 高度化資金のことを教えていただきたいと思いますが、今現状で高度化資金はどの程度の金額が貸し出されているのかお伺いたします。

深沢商業振興金融課長 これまでに約760億円ほど貸し付けを行っております。

白壁委員 今まで760億円ということですが、現状はどの程度の金額を貸し付けられているのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 貸付残高ということ言えば平成18年度末で224億円余となっております。

白壁委員 224億円余ということですが、224億円は貸し付けということで、返済のめどは立っているわけでしょうか。

深沢商業振興金融課長 返済のめどということですが、224億円のうち破綻した債権が3組合で57億円ありまして、これについて回収に努めているところでございます。

白壁委員 返済のめどとというより回収のめどとといったほうよかったかもしれませんが、3団体で57億円分は破綻したということで、この57億円は返済されないということでしょうか。

深沢商業振興金融課長 3件ございますが、1件につきましては味のふるさと協業組合、これが平成13年に破綻いたしました。その後、新たにその債務を引き受けていただいた、債務引受会社から返済を求めることになっております。

白壁委員 調べたところによると、そこの残額はあと55億円ですから、残り2億円が2団体ということでしょうか。そこはやはり倒産して、返済されないということでしょうか。

深沢商業振興金融課長 もう2団体の、1件は昨年暮れに倒産しました甲南食品ですが、そこにつきましては今破産手続中でございます。その破産の処理が終わった段階で、その処理によってその回収額が固まってくるということです。あとは連帯保証人等との交渉を行っていきます。もう1件はちょっと古く、平成6年だったと思いますが、甲府シティジュエリーセンターというところが破産いたしまして、あと残高が1千万ほど残っております。これにつきましては毎年少しずつですが償還をいただいております。

白壁委員 2億円はそんな状況ですけれども、55億円についてはどんな状況になっているのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 平成13年に破綻した味のふるさと協業組合につきましては、平成14年3月に債務引受会社と債務を全額引き受けるかわりに、資産を譲渡するという形の引受契約を結びまして、3年据え置き24年償還ということで今償還を行っているところであります。

白壁委員 基本的なところをお聞きしたいんですが、この償還年度は今24年といいましたけれども、基本的には何年でしょうか。

深沢商業振興金融課長 高度化資金は一般的には20年以内の償還となっております。

白壁委員 20年の償還で、3年据え置きというのは20年の中に入るんでしょうか、入らないんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 20年償還のうち3年間は据え置きとなっております。

白壁委員 20年の中に3年が含まれるわけですね。倒産したところから引き受けられた会社が、その負債も資産も引き継がれたということによろしいんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 訂正させていただきます。高度化資金は20年間のうち3年間の据え置きですが、味のふるさと協業組合の債務引受会社は27年のうち3年間は据え置き期間となっております。土地・建物・設備等すべてを譲渡するかわりに債務を引き受けるという契約となっております。

白壁委員 わかりました。そこにはやはり連帯保証人が発生するわけですね。

深沢商業振興金融課長 旧味のふるさと協業組合に、当時の8名の連帯保証人は当然残っているわけでありまして、新たに債務を引き受けた会社とその代表者が連帯保証人に変わっております。

白壁委員 ということは、倒産したときの保証人8人が、そのまま次へ引き継いだ会社の保証人となって、プラス2名ということは10名になったということによろしいんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 そのとおりです。

白壁委員 破綻した味のふるさとのときの連帯保証人が、そのまま引き継ぐというのも何かおかしな話ですけれども、了承は得ているわけですね。そしてその方々の資産はしっかりあるわけですね。

深沢商業振興金融課長 破綻したときの連帯保証人というのは、その破綻に対しても債務を負っているわけですので、引き受ける際には当然それを移すという形をとりました。ただ、了承という点でいきますと、重疊的債務引受契約という前の債務を引き継ぐ形ですので、連帯保証人の方たちも自動的になるような形で契約を結んでいます。

白壁委員 一般的に考えていけば、債務があって、それに対しての保証があって、その会社がつぶれたのであれば、本来からいうといわゆる連帯保証人の方々が弁済しなきゃならないわけですね。一般的にはそういう契約になると思うんですね。それが弁済しなくてもいいかわりに、その債務がそのまま次のところに移った。プラス2人の方がふえた。それによって今までの味のふるさとのところの返済期間、それが今度新たな会社に行って今度27年になる。ということは、スケジュールを変えたととっていいのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 償還条件を新たに平成14年から27年間という設定をいたしましたので、変わっております。

白壁委員 倒産する前は何年でいつまでに返済で、どのくらいの金額が返済されていたんでしょうか。その残りの分プラスほかのものは付加されないんでしょうか。例えば金利はないわけですね。当初の契約のまま返済された分を引いた分が、そのまま債務として移っただけでしょうか。

深沢商業振興金融課長 味のふるさと協業組合は破産したわけですけれども、ここに対しては平成9年と平成10年の2回にわたって貸し付けを行いました。償還期間は20年間を設定しております。償還の状況ですけれども、旧味のふるさと協業組合につきましては償還を行わずに倒産している。ですから、倒産時点では償還は行われておりません。

白壁委員 ということは、55億円を貸し付けて1円も償還なしで倒産をして、そのまま、次の会社が55億円の債務を一緒に引き継いだということによろしいんですか。

深沢商業振興金融課長 そのとおりです。

白壁委員 貸し付けたのが平成9年で、倒産したのはいつでしたっけ。

深沢商業振興金融課長 平成13年5月に倒産をいたしました。

白壁委員 ということは、何年間か1年以上は1円も返済なかったということでしょう。期首と期末で返済の期間があったんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 当然突然倒れたわけではなく、経営状況が行き詰ったということで、倒産する前の1年ぐらいは約定償還の期日があったわけですけれども、結果的に納め

ることができないで倒産したと承知しております。

白壁委員 基本的なことをお聞きしたいんですけれども、高度化資金というのは純粋に県100%なんですか。

深沢商業振興金融課長 高度化事業につきましては、国の中小企業基盤整備機構が持っている制度であります。国から県が借入する形になっておりますけれども、高度化資金自体は事業全体の8割が融資対象ですが、その負担割合は54%と26%というのが一番多い組み合わせで、大体機構が2、県が1という負担割合で融資をしております。

白壁委員 54%と26%で80%なんですね、わかりました。中小企業基盤整備機構から借り入れた分が2、それと県の単費が1、いずれにしても万が一のことがあったときには、1足す2の3は県が返済しなきゃならない、補償しなきゃならないということによろしいんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 破綻した場合につきましては、県が貸しているわけですから、県が一義的には負うわけですが、機構に対しては最終的に破綻処理が済みますべてを処理した後に、もし不良債権として残った場合につきましては、議会の債権放棄という手続を経れば、機構の部分については償還が免除されるというように制度を理解しております。

白壁委員 難しい話が出てきてわからないんですけれども、議会の債権放棄を経ればそこでその分は免除される、よくわからないんですがそこを教えてください。

深沢商業振興金融課長 委員の御質問の中で80%全部を、県が負担をするかという御質問だったと思われましたのでお答えしたのですが、機構からの借入部分については手続を経て債権放棄が固まれば、機構の方も債権を放棄すると承知しております。

白壁委員 何の債権を放棄したらそうなるんですか。具体的によくわからないんですけども。

深沢商業振興金融課長 不良債権を処理をしますと、結果的に自己破産等の保証人等も、すべて片がついてしまうというケースが想定されるわけですが、そうなった後でもまだなお未収金が県に残った場合、これを不良債権と申し上げたんですけれども、この場合にはもう回収する先がなくなります。そのときには最終的に議会の手続を経て、県が債権放棄を行うことがあれば、それについては県が借り入れた部分について、機構も放棄するということです。

白壁委員 最終的に残が残ったときには、その分は返済しなくてもいい状況になる可能性もあるということによろしいわけですね。でも、その前の段階で何とかしなきゃならないわけですが、基本的にどんな基準で貸し付けられるんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 個々の事業計画の提出を受けて県が審査を行い、機構の審査を経て貸付決定をしているということでございます。

白壁委員 貸し付けるときにはどこが責任を持って貸し付けているんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 県が一義的には貸し付けを行っております。

白壁委員 最悪それが返済されないときには県が責任を負うということですね。その前の段階で保証人から保証分をいただくと。万が一保証し切れない場合には機構からお金を借り入れている分については返済が免除されると。その免除というのはどちらが優先するんでしょうか、県の資金が優先するんでしょうか、機構のお金が優先するんでしょうか。例えば10億円で残が残ったとき、県の方が先に返済を受けて次に機構なんですか。

深沢商業振興金融課長 県が借り入れている額がございますから、その額が手続を減れば免除される場合があると承知しております。

白壁委員 例えば10億円として充当を80%と考えた場合に、それが一銭も返済されなかった。そのときに1対2で借りていて、最後、残金が1億円残った。そのときには機構からその1億円の分は免除されるものでしょうか、それとも機構の分は返済が終わって、県の単独資金が未返済分の中に入るんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 今の貸付金の仕組みは、貸し付ける際にその財源として機構から借り入れて県が全体を貸し付けておりますから、その貸付金に相当する部分が免除されるということになると思います。具体的に1億円というお話でしたが、1億円が2対1の割合で2の部分が免除されることになります。

白壁委員 わかりました。今、そのほかで倒産の可能性のあるところ、破綻懸念先というところもあるんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 約定償還が約定どおりできない先ということであれば何件かございます。破綻懸念先債権としては54億円ほどございます。

白壁委員 破綻懸念先というのはよく金融機関などで使うので、破綻懸念先と言わせていただいたんですが、破綻懸念先と概念と違いますか、どんなところが破綻懸念先になるんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 現時点で償還期間までに償還が済まない先、償還が見込めない先等について私どもは破綻懸念先と分類しております。

白壁委員 一般的に言うと例えば期日が来ても、それを返済しないというところがまずグレー系統になって、倒産引当金を積み上げて行って準備金とすると。金融機関などでつぶれたときにはそれを引き当てるから、いろいろな法人税的なものが免除されるので、つぶすか生かすかというところを金融機関というのは判断するんですね。でも、県の資金の場合にはまた少し違うと思うんですが、具体的にどうところが懸念先ということになるのか、期間が過ぎてリスケジュールをした場合にはそうなのか、その前の段階で何かあると破綻懸念先になるのか、具体的に。

深沢商業振興金融課長 償還期限が20年間ございます。現時点で例えば15年経過したとして、あと5年残っている。そういうときに、20年までに償還が完済できない、現時点で完済が見込めないというものについて破綻懸念先と分類しております。

白壁委員 15年たった、あと5年残っている。5年残っているところで20年の返済が

終わらないだろうとどこで見込むんでしょう。

深沢商業振興金融課長 当初の約定で例えば15年までに幾ら入ってはいけなくてはいけない、当初の約定がございます。それに対して7割納まっていないといったものになります。

白壁委員 やはりそういう基準があるんですね。それを超えてなければ金融監督庁なんかが行っているものと同じで、1つの基準があって、それで何段階に分けるわけですね。70%を超えたところの破綻懸念先というのはどんな処理をするんでしょうか。例えば一般的に言うと金利が上がってくるとかということになりますけれども、この場合には金利が無金利、無利息、無利子ですね。そういうときにはリスクを付加するものでしょうか。

深沢商業振興金融課長 高度化資金全般のことを申し上げれば、全部が無利子ではなくて、今の融資は大体平均して2.7%ぐらいの金利になっております。現行貸し付ける場合について今は1.1%になっております。どのような処理をとということですが、現状で言えば償還が約定どおり行えない組合に対しては、その状況を見ながら条件変更を行うことによって、約定償還の変更を行って対応をしております。

白壁委員 例えば金利を上げるということはやらないんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 金利を上げるということはありません。

白壁委員 今一番高い金利は何%ですか。

深沢商業振興金融課長 2.7%です。

白壁委員 金利はどこから来るんですか。長プラにプラス何%とかがあるんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 金利自体は機構が決めておりますけれども、長プラとかを参考にして多分決まっているんだと思います。

白壁委員 破綻したところの処理と、破綻懸念先と言われるようなところの今後の処理、例えばその返済に保証人がいても、すべてが保証されるかどうかもわからない。県民の大事なお金を、血税を集めたものを使うということについて、この辺はどういうふうにお考えですか。

深沢商業振興金融課長 破綻した先のうち、1社につきましては債務引受会社からの回収を行うほか、実際にもう法的手続を進めているところにつきましては、その手続に沿った対応をしております。当然保証人の方からも回収をするということになります。

白壁委員 保証人から回収するんですけれども、保証人から回収できない場合にはどうするんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 保証人から回収を求めていくという形になりますから、例えば自己破産したとかいうことであれば、その分はできないということになりますが、そうでない限りは求めていく形になります。

白壁委員 今、金融機関も貸付責任があるから、なかなかお金を貸してくれない。そうい

う中でこういう県の資金があれば、ぜひ貸していただきたいというのが事業者の皆さんだと思うんですね。今、銀行でもなかなか貸さない。中小企業に対しても相当厳しい検査というか、チェックがあるということは貸付責任が発生しているということなんですね。県としての貸付責任というのはどういうふうにお考えでしょうか。

深沢商業振興金融課長 今、破綻した先の債権の回収をしているところでして、結果として非常に残念なことだと思っておりますが、その当時の貸し付けは、そのとき審査を経て行っているものですので、今私がここですぐお答えするわけにはいかないんですが、適切に対応していたと思っております。

白壁委員 では、ちょっと話をもとに戻しましょう。一般的に言うと、先ほど言ったように償還期限を延ばすことによって負担が軽くなるわけですね。月々100円あったものを10円にして延ばしてやるとかということもあると思いますけれども、この高度化資金にはそういう仕組みはないのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 高度化資金につきましては、償還途中でそういうことをすることはございません。償還猶予といいますか、条件変更に応じて、例えば1年とか2年間、償還を猶予するということはございますけれども、償還期間をさらに延長するという制度は、償還期間中はございません。

白壁委員 1年、2年延ばすことはあるのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 償還の猶予を1年とか2年行えるということでございます。

白壁委員 猶予ということは1円も払わなくていい期間を1、2年とれるということですか。

深沢商業振興金融課長 それは可能です。

白壁委員 どんな条件のときにそんなことができるのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 約定償還が困難な場合につきましては、当事者である組合の申請に基づいて経営診断を行いまして、その診断の結果、償還財源の確保が難しく、条件変更の必要性が認められる場合につきましては償還猶予を行っております。条件変更という形で行っております。

白壁委員 条件変更で償還猶予をする。それで猶予した2年後、3年後にまたよくなればいいんでしょうけれども、調査の中でこれはだめだというときにはどうされるのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 その場合については条件変更がなければ、未収金が生じますから延滞債権となります。

白壁委員 延滞債権が発生したときはどうなるのでしょうか。

深沢商業振興金融課長 必要性が認められない場合について延滞債権にするわけですので、回収を求めるといふ形になります。

白壁委員 ということは、いわゆる企業で言う売掛金という考え方と同じになるんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 未収金という形の扱いになっております。

白壁委員 未収金、売り掛けですね。回収しようと思ってもまだされてないということですね。それが不能欠損になるときは、相手がつぶれたときとかですね。期間を延ばすということはないということは今聞いたんですが、決してないということでしょうか。

深沢商業振興金融課長 償還期間中につきましてはそういう制度はございませんが、償還期間が終わった後も当然そういうところについては未収金が残るわけです。その場合につきましてはその状況等を判断し、機構と協議する中で場合によっては延長することも可能です。

白壁委員 ということは、20年を過ぎて機構と協議すると延ばすことができる。延ばすことができるということは、例えば10億円の中で1,000万円だけ払っておいて、20年間の間では1銭も払わなくて、本当は1万円ずつ払わなきゃならないのを5,000円にしてもらったりして、それで20年間過ぎていったら、どうなるんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 償還期間が終了した時点でその企業が存続していて、延長することによって債権の回収の見込みが立つ場合について、再度延長できる場合があるということとして、今言ったような、ほとんど払っていないケースで延長ができるかといえればできないと思います。

白壁委員 20年間の約定契約でそれがしっかり納められていたら、終わっているんですね。納められない場合、20年後に考える余地もあると今言われたので、それをお聞きしているんです。

深沢商業振興金融課長 細かい条件はあるんですが、おおむね償還期間内に2分の1以上の償還が済んでいる場合については、後の状況ということも当然あるわけで一概に言えないわけですが、再度10年間償還延長できるという制度がございます。

白壁委員 20年たって2分の1以上返済していれば、また10年の延ばすということができるというケースがあるということですか。今まで過去にそういう例はありますか。

深沢商業振興金融課長 破綻先が先ほど3件あると言いましたけれども、それ以外は事例がなく、今あるものについて20年たったものはございませんので、例はありません。

白壁委員 20年たったとき、今度は返済金額のスケジュールはどうなるんでしょうか。

深沢商業振興金融課長 元金均等です。

白壁委員 公的な資金というのはよくわからないんですけども、民間だと例えば当初は軽く後ろに重くとか、均等だとか、何とか併用型だとか、いろいろあると思うんですが、こういうシステムってないものでしょうか。

深沢商業振興金融課長 制度として元金均等と決まっておりますので他のものはございません。

白壁委員 例えば元金均等で払いますといったけど20年たって2分の1以上払ってない、だから、10年延ばそうと思っても無理だと。何とかあと少し延びれば倒産しなくて済むものが、皆さんが言っているとおりにしたら、倒産するという状況が起きたときに、これは裁量的な余地というのはないものでしょうか。

深沢商業振興金融課長 先ほど申し上げましたとおり、まだ実は20年たったものがないわけですが、制度とすれば20年たって半分以上納めている場合については、再度延長するという制度がございます。それは当然、将来10年間で償還が可能かどうかを審査していく必要がございますから、全部が認められているわけではないと思いますが、その他の制度については個々のケースに当てはめて考えていくことになると思いますので、今ここで申し上げることはできません。

白壁委員 我々の地元にもこの制度を利用させていただいているところがあります。片や償還を延ばせないことによって倒産を余儀なくされる、もしくはなかなか難しい状況に追い込まれるときもある。片や県民の大事なお金を使っている限りは、しっかりと回収できるものは回収しなければならないということを痛切に感じているところです。今言ったようにこれから企業が倒産すると失業者もふえたり大変な状況になってくる。だけど、県民の重要なお金を使っている。機構からお金を借りているにしてもそれは返済しなければならないと思います。最後に部長のお考えを、今後の方向性をお聞きして終わりたいと思います。

横森商工労働部長 この高度化資金は課長の方からもお話がございましたように、中小企業の振興ということで始まっていて、大分歴史の古いものでございます。国の方でもまた、大企業はいいが、現在、中小企業は大変厳しい状況であるということで、まだまだこの資金を使って中小企業の振興を図ろうという考え方ございます。県でもこの制度を昭和42年から始まったと思いますが、90団体以上の組合がこれを利用して、大変うまくいっているところがほとんどでございます。ですから、これは制度としては中小企業の皆様には大変いい制度であると思っております。

ただ、委員御指摘のように大変厳しい状況で貸し付けたもの、例えば平成4年から7年ころのものについては相当不良債権化的なものが出てきております。それらは、バブル崩壊をうまく乗り越えられなかったという組合がほとんどでございますけれども、これは確かに血税を使っているわけですので、万が一のときの回収ということも十分頭の中に入れながら、この資金を運用していきたいと思っております。

特に中小企業基盤整備機構との関係が非常に強いわけがございますので、そちらからの指導を受け、あるいは相談をしながら進めていきたいと思っております。

(企業誘致について)

金丸委員 今、県におきましては企業誘致の促進ということで新聞に記事も載っている、そしてまた産業立地室にも強化して活動いただいているという状況の中でございます。代表質問の中で、私の地元のパイオニアの企業誘致の見直しという指摘をしたわけですが、パイオニアの進出の見通しが暗くなっているということではありますが、今日までの経過を説明いただきたいと思います。

中込産業立地推進課長 まず2006年の8月6日ですが、パイオニアのプラズマテレビの工場を、山梨に新工場を建設していきたいという話が新聞紙上等で県民に周知をされたところであります。続いて話題となったのは、年が明けまして2007年2月1日でございますけれども、パイオニアのプラズマ新工場の建設延期が、大きく県民に周知されたところです。既存工場の中で、今の販売見込みの生産台数が十分生産できるという見通しのもとに、建設の延期が発表されました。

さらにことしの9月に入りまして、パイオニアにシャープが14%相互出資を行ったわけです。薄型テレビの液晶部門で一番大手のシャープとの技術提携でございましたので、南アルプスに予定されておりますパイオニア工場に、それが大きなインパクトになるのかなとも考えたんですが、そうはならずテレビとは違った部分で技術提携がされるということでした、パイオニアが持たない42インチ以下については、シャープの技術供給をパイオニアが受けて、販売していくということが発表されたところでございます。

パイオニアのプラズマ新工場の建設の方が、我々のところにお見えになって説明をいただいたときには、建設は延期だというお話だったわけですが、新聞紙上では凍結ということでした、向こうからの説明と違った部分がでてきたということでした。

12月に入りましてからも、造成工事が現在引き続き行われておりますから、南アルプス市側が造成工事で提供している8.5ヘクタールの部分については、5回の契約に基づいてその年度にかかった部分を、年度末に清算していただく仕組みになっていまして、現在4回目ということですから、来年の3月までには4回目分が決済されて、最終的に造成がすべて終わったところで清算されると聞いております。

金丸委員 最終的な状況が10月31日に新聞に出て、あわせて、県の方にも延期・凍結の話があったという理解でいいのかな。

中込産業立地推進課長 そのとおりでございます。

金丸委員 市が中心になっている造成工事の話ですが、あそこは県の工業団地用地があった他にまだ個人が持っていた土地があって、個人が買収に難色を示したということも結構あったんですよ。そういう中で説得されて売却をしたと。それが県の責任となるかはわからないけれど、パイオニアが進出をしないということになれば、話が違ふというような声が出てきているという一面があるんですね。

今後の対応ですが、パイオニアの出方を単に待っていてしようとしているのか、この用地をパイオニアから取り上げて他企業に買収してもらって工場を進出させるとか、パイオニアとそういう交渉をやるつもりがあるのか、今までどんな考え方を持っていて臨んできているのかを明らかにしてください。

中込産業立地推進課長 このパイオニア進出予定地は県の土地開発公社が既に持っていたところです。その後南アルプス市側が8ヘクタールを造成して現在継続工事されているんですけれども、先ほど説明したように、5回の契約の中で県分の用地代金は、もう土地開発公社からいただいております。その後の用地代金プラス造成工事費がありますので、それは5回に分けて南アルプス市側がその年にかかったお金を、年度末に清算していくという仕組みで、現在進んでいるということを説明しましたが、今年度も4回目分が清算される見込みであります。

最終的に来年の夏ごろまでに造成工事がすべて完了する、その時点で清算がされる。それまでは、あくまでも土地の権利はパイオニア側にございますので、そ

の時点でパイオニアが何らかの大きな経営戦略上の変更があれば、アクションがあるものと考えておりますので、それを踏まえて今後の対応をしてまいりたいと考えております。

金丸委員

土地代金は契約をして支払いをするというのは当たり前の方針だと、当然そう理解をしているわけですが、ただ、やっぱり単に延期とか凍結というだけで、夏まで待つということでは私は対応が遅いと思うんですよ。パイオニアに売却したから、土地の所有権というのは移っているから、それに対してとやかく言えないなんていうことではなくて、県の工業団地を市が造成して、売ってということだから、きちんと関与をして、パイオニアさんどうしてくれるんだと、延期・凍結はいつまでなのかとしっかり問い詰めたりとか、さっき話したように、もしだめなら断念してもらって、県の売った価格の何%かを割引きさせて、他の企業の誘致をするということを考えていく必要があると思うんですよ。いつまでたっても延期だ、凍結だと手をこまねいていたんでは、まずいということを私は申し上げたいんですが、その辺りどうなんですか。

中込産業立地推進課長 金丸委員が御指摘、また御懸念されているとおり、我々も万が一に備えて常にパイオニア側の本社の役員等と連絡をとりながら、対応しております。その都度、一番直近の状況等について、ぜひ御報告等をいただきたいと接触はしておりますが、向こう側から今の時点で返ってきますのは、造成した部分については、これから後使いたいということでその部分は決済はさせていただきますと。もし大きな変動あるいは計画変更がある場合、必ず率先して南アルプス市、山梨県ともどもに行って、お知らせするというお話をいただいておりますから、現時点では造成工事も進行中でありますので、それ以上は今のところアクションを起こせないという状況ですので御理解をいただければと思います。

金丸委員

もちろん理解はしますけれども、先ほど申し上げた民有地の買収に渋々応じた人、あるいは県議会の中でも一般質問や代表質問、そしてこうして委員会でも議論が出ているということを考えると、強力パイオニア側に問題提起をしていくということが必要ではないでしょうか。1回聞いたから後はパイオニアの考え方を待っていればいいんじゃないかと、こっちが積極・能動的に動くという対応をする必要があるのではないかと申し上げて、夏までの間にもアクションは起こしてもらおうということを要請して終わりたいと思います。

主な質疑等 観光部関係

第127号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会関係のもの

質 疑 なし

討 論 なし

採 決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(光のピュシスと風林火山博について)

皆川委員

光のピュシスと風林火山博について幾つかお尋ねいたします。舞鶴城公園の光のピュシスというイルミネーションライブがことしで4回目を数えるわけですが、毎年20万人以上の県民・市民、または観光客の目を楽しませているというイベントでありまして、今や甲府の冬の風物詩と言われており、4回目を数えてかなり定着している感があります。この光のピュシスは、観光立県山梨として私は欠かせない、2カ月にわたるロングイベントになりつつあるものを思っています。まずその辺の県の考えをお聞かせいただきたいと思います。

榊原観光企画課長

光のピュシスにつきましては、平成16年から始まりまして、平成17年度からは県でも補助をいたしております。冬の甲府の風物詩として定着をしております。観光客のにぎわいに非常に大きく役立っているものと認識をいたしております。

皆川委員

そういう認識をお持ちいただいているということでありがたく思っておりますが、2カ月にわたるロングイベントということで、市民グループやNPO法人、あるいは甲府商工会議所、中小企業団体中央会等の皆さんが中心になって、実行委員会をつくってやっているわけです。その実行委員会のメンバーが連日夜当番制で、けががないようにお年寄りの足元をライトで照らしたり、あるいは縫いぐるみに入って子どもたちを楽しませることをやっているわけですし、これは完全にボランティアでやっています。県の方も2回目あたりからかもしれませんが、観光部を中心に職員の皆さんがこれまた完全にボランティアで、自主的にお手伝いをしてくださっているということも伺っております。こういう官民一体となった長期にわたるロングイベントというのは、かつて過去において山梨県のイベントの中であったんですか。その点をお聞きしたいと思います。

榊原観光企画課長

このような長期のイベントで官民協働というのは、私はほかには承知してございません。

皆川委員

ということは、かつてない官民一体となった観光イベントという認識をお持ちいただいているということですね。そういう非常に評価をしていただいておりますが、残念ながらことしでおしまいと言われていたわけですが、その断念せざるを得ない主な理由は何かということ、報道によると資金難だと言われております。

今まで民間の人たちが自主的に集めた運営資金というのは、当初4,700万、次いで7,500万、3,000万、そしてことしが2,800万と、多額のお金が集められてきたわけです。そのうち県が500万、市が300万ということで、補助をしておられると聞いておりますが、この県、市合わせて800万という補助金の部分が、なかなか毎年企業は出し切れないわけですよ。しかもこの不況の中、中小企業が大変厳しいという中で、最初は勢いで出してきたけれども、3回、4回となる中で、800万というもののウエートが非常に重くなってきたんですね。そこで補助金が打ち切りということになりますと、これはやっぱり断念せざるを得ないという状況が生まれてくるのではないかと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えになりますか。

榊原観光企画課長

県、市、それから甲府商工会議所で援助をしまいいりました。御指摘のように企業からの協賛金がだんだん大変になってきたという状況も承知をいたしております。ただ、私どもは平成17年度から補助をいたしましたけれども、補助を

するときの約束が実はございまして、民間の皆様が自主的、自立的にやっていただけるところまで、一緒に頑張りましょうということで、3年間のお約束で行ってきたところございまして、御期待しておりました。残念ながら今回、協賛金がなかなか思うように集まらないということで、3年間の期限を迎えてしまったわけでございます。これは私ども補助をしてきた立場として非常に残念なことだと思っております。

そこで、この光のピュシスの補助金がまつりモデル創造事業費補助金という名前の補助金でございましたけれども、これについては一たんお約束のとおり打ち切らせていただく、というのは、実行委員会が今回解散をするということですので受け皿がなくなります。その後の話についてはまた相談をさせていただくわけですが、いままでと同じ形の補助金としては一たんは打ち切りということで考えさせていただいております。

皆川委員 この補助金の目的の中に、県のイベントのモデル事業として、他町村への波及効果をねらって出したということが言われておりますが、これは本当ですか。

榊原観光企画課長 まつりモデル創造事業費補助金というのは県の入り口である県都甲府、ここに集客をすることにより、県下全体へ観光客の皆様が広まっていくということが主眼でございました。また、県の大きなイルミネーションイベントの1つとして、ここでさせていただくことによって、県内の各市町村でもこういう催しができるという意味でモデル的、ということで支援させていただいた経緯がございます。

皆川委員 目的は達成したと言われているんですけども、その波及効果としてどこが始めましたか。

榊原観光企画課長 従来からもやっていたイルミネーションイベントもございまして、新たに始めたところもございまして。いろいろな情報誌等で取り上げられるようになってきたと承知しておりますのは、富士河口湖町、韮崎市、山中湖村などですが、その他にもイルミネーションイベントが非常ににぎやかになってまいりました。モデル的にすばらしく普及したと思われるのは、全国各地で配られている旅事情報誌、新聞等に広く取り上げられることによって、山梨県内ではいろいろなところで冬のイルミネーションイベントがされているということが広く知られるようになった。そういう意味でモデル的には成功したのではないかと思っております。

皆川委員 では、補助金は3年という当初の約束だったんですか。それと、目的も達成したということですね。助成金が3年で終わるということは、そういう理解でいいんですか。

ところで、風林火山博は大変盛況のようですけども、この実行委員会のメンバーと光のピュシスのメンバーはかなりダブっているのは御承知だと思います。この人たちの話を聞くと、光のピュシスを一生懸命やっていたけれども、同時に風林火山も一緒にやろうということで、その風林火山博の方は当初20万人の目標だったのが、それをはるかにオーバーして倍の40万人を超えて、50万人に届こうとしているという状況です。入場料が600円、600掛ける50万人といたらこれは大変なお金ですね。当初は赤字だと言われておりましたけれども、大黒字という展開になってきているわけです。その黒字部分ですが、どう利用する予定になっているのかお聞かせください。

榊原観光企画課長 風林火山博につきましては、民間の実行委員会の皆様で運営をされておりました。

て、非常に大きな集客力を持ちまして、御指摘のように50万人に届こうかという状況になっております。そこで得た収益につきましては、実行委員会が解散したときに剰余金として残ります。それについては、税務署との協議の中で公的な団体への寄附をすれば、課税対象にはしないということにして、実行委員会が用途を定めて公的な団体に寄附をする、こういう仕組みになっています。

皆川委員 例えもう一回光のピュシスの実行委員会を再編したら、それは公的な団体というふうに認められるんですか。それとも商工会議所のようなものでないかたかね。

榊原観光企画課長 公的な団体の定義につきましては、税務当局との協議の中で、商工会議所とか、ほかの商工団体とか、いろいろ例示が出ましたが、その中で唯一、山梨県大型観光キャンペーン推進協議会が公的な団体である、と税務署の方で認めたと伺っております。

皆川委員 商工会議所は公の団体ではないんですか。

榊原観光企画課長 甲府商工会議所や商工会連合会といった類似の団体につきまして、公的な団体として寄附の対象で非課税にするかどうかということについて、税務当局と協議を重ねられたそうです。いずれも消去されていきまして、大型観光キャンペーン推進協議会の性格を見て、これは税務署で公的な団体として認めますということに落ちついて、対象となる団体の中では大型観光キャンペーン推進協議会1カ所だけが、そういう団体であると認定をされました。

皆川委員 そうなると、そこにしか寄附ができないということですね。大型観光キャンペーン推進協議会、そこがすべて、8,000万とか9,000万といった黒字分をもらうわけですね。それを、例えば光のピュシスの方へというわけにはいかないんですか。

榊原観光企画課長 大型観光キャンペーン推進協議会が剰余金を受け入れまして、その先どう使うかというのは、大型観光キャンペーン推進協議会の設立目的などに、適合した場合に使うということです。基本的には実行委員会で稼ぎ出したものでございますので、風林火山博の実行委員会が用途を考えて、それを大型観光キャンペーン推進協議会と協議をしながら、実際には大型観光キャンペーン推進協議会で執行をしていくという仕組みになるかと思っております。

皆川委員 光のピュシスの実行委員会と風林火山博の実行委員会は、メンバーがほぼダブっているという中で、彼らとしてはそれをもう一回ピュシスに使ってという話は出てくると思うんです。既に私も聞いています。それは用途目的を話し合いすれば可能なんですかね。

堀内観光振興課長 観光振興課で大型観光キャンペーンの事務局を持っておりますので私の方から答えさせていただきます。先ほど榊原課長の方からも答弁をさせていただきましたが、基本的に風林火山博の実行委員会の方々の意思を、一番尊重しなければいけないだろうと考えております。したがって、例えば大型観光キャンペーンは、平成18年度から展開しているわけでございますけれども、一般の事業とは一線を画するような形をとりまして、風林火山博の皆さんの意思を最大限尊重した形で、事業が推進できればと考えております。

皆川委員 わかりました。この間、甲府市でもこの議論がなされまして、甲府市としても県とか商工会議所とこれから協議をしたりする中で、もう一回、団体は変わっても光のビジネスが継続できるように、精力的に協議を続けていきたいということを行っているんですが、県との協議というのはもう既に始まっていますか。

榊原観光企画課長 光のビジネスが今回で終了するというので、光のビジネスで作り出された中心市街地活性化等のこの火は消してはいけないということで、何らかの形で引き継いでいこうという話し合いにつきましては、私ども観光企画課が窓口になりまして、商工会議所、それから、甲府市等と話し合いをさせていただいております。

皆川委員 わかりました。ぜひ精力的に市とも連絡をとりながら、なるべくこの火を消さないようにぜひ皆さんのお力を貸していただきたいと思います。

それから、もう一つ、風林火山博の会場ですけれども、この風林火山博が終了した後、その会場はどのように利用する予定なんですか。

榊原観光企画課長 風林火山博は1月20日をもって終了いたします。現在風林火山博関係では地下1階と地上1階部分を使って、風林火山博をやっておりますが、有料部分の地下1階については公の施設、県民の展示場でございますので、1月20日以降の展示計画が既に定まっているということで、原状回復して完全にお返しするということになっております。地上1階部分につきましては、これも基本的には原状復帰をしてお返しするということになっておりますけれども、せっかくあそこにもたらせたにぎわいを、もとのように寂しくしてしまうのはもったいないという声はございます。

そこで風林火山博の実行委員会から御提案を受けまして、今、現在、地下1階で「武田の時代のなぜ？なに！展」という展示をやっておりますが、NHKで設置した以外のものにつきまして、それを利用して1階の部分で武田の歴史関係の展示物ができないかという御提案を受けております。基本的には武田の歴史、それから、山梨県の観光に関する展示を1月20日以降、引き続きやっていきたいという御提案をいただいておりますので、実際に管理をする管財課に私どもが橋渡し役になりまして、実行委員会の皆さんのアイデアをいただいて検討をしているところです。基本的に何らかの形であそこに新たな展示物をもって、観光の1つの拠点にしたいという考え方であります。

皆川委員 せっかく盛り上がって、これほど大成功に終わった風林火山博ですから、すっぱりと切ってしまうということはまずいと思います。おくれてまだ見たいという人や、山本勘助のことを知りたいという人は、武田神社の近くにそういうものがあれば便利だと思うので、形は縮小しても置いておいてもらいたいと思います。今、話を聞いていると、大分積極的に観光部としては、管財課に申し入れているようですが、ぜひ力強く話をさせていただいて何としても、縮小してもこれは残していただくという形で、継続していただければありがたいと思いますので、その点は強く要望して終わります。

(富士山スバルラインの交通規制について)

渡辺委員 富士山の8月のスバルラインの交通規制の問題は、観光部へ聞いていいですか。あれは何年から行っているんですか。

金子観光資源課長 平成6年度からスタートをしております。

渡辺委員 そうしますと、14年間もあのように行っているということですよ。どういう交通手段でやっているんですか。

金子観光資源課長 マイカー規制ですので、大型バス、タクシー、あと、自転車は通行可能ということで、公安委員会の交通規制でやっています。

渡辺委員 大型バス、タクシーその他ということですが、大型バスはどこ会社の指定ですか。

金子観光資源課長 特に大型バスの会社の限定はございません。観光バスあるいは定期バス、すべてが通行可能ということでございます。

渡辺委員 大型バスの会社を限定していないということですが、恐らくバスはディーゼルエンジンだと思うんです。今環境問題がこれだけ騒がれていて、皆さん御存じのとおり長野県の上高地はLNGのバスでしょう。14年もたっていてそういうことを考えないんですか、その点ちょっとお聞かせください。

金子観光資源課長 現在、富士急が定期バスを出しておりますけれども、富士急には環境に配慮した天然ガスといった、そうした燃料で運行するように要請をしております、大分それが進んでいるというように、富士急ではそういう環境に配慮した整備をしていると聞いております。

渡辺委員 LNGのバスは大分少ないように僕は見えています、富士急さん自体も。富士山へ登らせる場合にはLNGとか電気バスとか、そういうものでなきゃだめだというような網はかけられないんですか。ディーゼルとかガソリンというのは、物すごい殺傷能力がありますから、こうやって地球温暖化なんていうときに、ディーゼルの排煙をまき散らすなんていう観光で、富士山が世界遺産になるのかなという点も疑問になるんですけれども、どうでしょうか。

金子観光資源課長 現在、道路公社が事務局となった富士スバルライン自動車利用適正化連絡協議会で、マイカー規制を実施しているわけですが、協議会の中でもそういう議論はありますので、業者にもそういう要請をしていきたいと思っております。

渡辺委員 観光部の方から申し入れてもらいたいと思います。これだけ時代が進んでいて、LNGの車がどんどん走っている状況ですから、富士山のマイカーの交通規制でバスは、すべてLNGもしくは公害が余らないという車に限定するというのを、ことしからぜひ観光部で言ってもらいたいと思うんですけれども、その点、どうでしょう。

金子観光資源課長 先ほど申し上げましたとおり、富士スバルライン自動車利用適正化連絡協議会という組織がございまして、21日に来年度のマイカー規制のあり方について検討すると聞いております。私も委員ですので出席いたしますので、委員会でこういう意見があったということはお伝えをしたいと思います。

渡辺委員 ぜひ課長さんそのとき声を大にして言ってください。もう14年も経過していて、それくらいのことはとくに皆さん気がつかなければ、他県では公害のない

バッテリーバスとかに変えているという話を聞いていますけれども、ディーゼル車の後を五合目までついていくと物すごい煙なので、あれでは困るなという感じがしました。

深沢委員　この間たまたま外国から人が来て五合目に連れていったら、前に行くバスの煙がひど過ぎた。ものすごく真っ黒な煙だった。あれは自分が本当に体験しているからよくわかる。

金子観光資源課長　適正協議会で話題には出したいと思いますが、公安委員会の規制となってますので、やはりそういう環境配慮型の燃料等を基準にした交通規制ということはできないと考えます。ただ、各自動車会社、観光会社にはそういう環境配慮型の大型バスを使用するようにという要請はできるかと思っております。

渡辺委員　定期バスの会社に聞いたら、私どもは運賃をかなり安くして2,000円とか幾らだと言っていた。まけてやっていると。私は安くしてくれなくてもいいと言った。上げてもいいじゃないかと言ったんですけど、定期バスの会社は安くするためディーゼルバスで運ぶ、そういう感覚を持っていますね。その辺りも検討材料の1つとして、頭に入れておいてもらいたい。以上です。

(富士山の観光と環境問題について)

棚本副委員長　私は毎朝、通勤途中にある岩殿山の坂道を下ると、向こう側に真っ白な富士が見えるんですが、けさもすごくきれいでした。毎朝あそこを見ながら通えるわけですから幸せだと思います。そこで、やはり観光部として、富士山を山梨の観光としてしっかり売り出すことが大事だと思います。世界遺産に登録する、国際交流ゾーンをつくるということであるなら、やはり観光も中心になって、売り出す担当部として、垣根はあっても、協議会に持ち出して、対策をとってほしいと思います。そしてごみの不法投棄があるということも、大変残念なことであります。息の長い対策が必要であります。

それから、もう1点、世界遺産登録にしようという富士山の周辺がどうして自殺の名所になるのか私にはわかりません。富士山の周辺で自殺が起こること自体が、本当に悲しむべきことだと思いますが、ましてや、世界遺産登録を目指す国際交流ゾーンが、自殺の名所になってしまうのは私は非常に悲しいことだと思います。こういう観点の中から行政の垣根を越えた観光部としての理念を、観光部長、語っていただけますか。

進藤観光部長　おっしゃるように富士山は国内はもとより、国際的観点で見た場合も、山梨の世界に誇る日本の財産という位置づけだと思います。世界文化遺産への登録も進んでいるということで、従来から観光部としましては、静岡県と一緒に富士山憲章というものをつくって、その推進を図っております。その中で、ごみの問題とか、山岳トイレの改善の問題ということに取り組んでおります。やはりこれからは環境と観光というものをどういうふうに調和させながら、環境を保全・継承しながらいかに適正に利活用していくかというのが大きなテーマだと思いますので、世界のモデルケースになるような意気込みで富士山の環境の保全と適正な利活用ということを、観光部も一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

棚本副委員長　ありがとうございました。富士山への入り道はいくつもありますが、私の地元大月や上野原も昔から富士山への玄関口ということも承知しております。そうい

う長い歴史の中でみると、富士山周辺だけが富士山世界遺産や国際交流ゾーンということではなくて、オール山梨、特に入り口である東部地域の一带の環境も含めた共通認識を持たなければならないとっておりますが、なかなかまだ共通認識を持つところまで行ってないように感じております。これから先、入り口である東部地域一带の環境を含めた共通認識について、観光部の認識をどう啓発していくのかお伺いします。

進藤観光部長

先ほど言いましたように、富士山というのは山梨共通の大きな財産、しかも世界に誇れるものでありますと同時に、やはり山梨の観光資源というのはそれぞれの地域にすぐれたものがたくさんあります。山岳景観につきましても富士山もそうですけれども、南アルプスも八ヶ岳南麓も奥秩父もあるということです。富士山を突破口にして、そこからそれをどういうふうに全県下に波及させていくのか、その効果をどういうふうに広げていくかというのは、今後の観光の進め方の1つだと思っています。そういう意味で、全県で富士山というものをまず共通な認識として認めながら、さらにそのすそ野を広げるような展開をこれからしていく、こういうやり方でいきたいと思っております。

高野委員

さっき渡辺委員や、深沢委員、棚本委員が実質的な問題に触れても、理念の問題だけしかあなたたちは答えてない。排気ガスの問題に対して、少なくとももう少し具体的な話が出てこない、委員会を何度やっても意味はない。こちらは核心の話をしている、そちらは総論を話すのでは少しおかしくないか。

浅川委員長

先ほどの渡辺委員、深沢委員、今の高野委員の問題も踏まえて、先程は少なくともスバルラインの排ガス等の環境問題をずっと質問していたけれども、それに関して、課長の気持ちを述べてください。そうしないとまとまらない。

金子観光資源課長

富士スバルラインのマイカー規制については、来週、一応来年度の計画が示される適正化連絡協議会があります。この中で先ほど渡辺委員からも御指摘がございました富士山の環境問題、当然マイカーばかりではなく大型バスの環境問題というのも重要なことだと思っています。適正連絡協議会の中で今まで話題にならなかったかもしれませんが、今回はこういう委員会の質問等を受けまして、話題にしていきたいと考えております。具体的にはそんな対応をしていきたいと考えております。

高野委員

いや、そういうことではなくて、富士山を世界遺産にしようと考えているときに、排ガスの話が出て皆さん方は総論的な話ししかしない。これは森林環境部にも企画部にも関係があり、とりあえず大型バスの規制をすれば、次には全域的な乗用車も含めて、排気ガス問題を考えていくという方向になる。しかし、皆さん方は表面的に触れるだけで、実際ここから中へ入っていない。具体的に言っているんだから具体的に答えることが必要だろう。例えば、森林環境部へも相談をしながら、排ガス問題はバスやタクシーだけが通るその時期だけでも少なくとも皆さん方が考えてあげないと、富士山の世界遺産登録なんていうのはできるわけがない。こういう指摘をされたらそれに対応して具体的に進むという姿勢を見せてもらいたいと言っているんです。

金子観光資源課長

観光部と森林環境部が連動しながら、今のお話を一緒になって考えていきたいと思えます。

高野委員 皆さん方がまずやらないといけないことが何かということ。指摘されてそれがいいと思ったらやる。世界遺産登録に向けて進んでいる最中にこういう指摘をされたら、その指摘をされた部分に対しては、悪いことではなくて、世界遺産登録のための1つの方策なんだから。それを都合が悪くなったら企画だとか環境へという話ではなく、観光が一番中心になって、環境へも企画へも話をしながら、こういう問題を1つ1つ詰めていったほうがいいのではないですかと聞いているんです。具体的に部長、答えてもらいたい。

進藤観光部長 確かに今おっしゃられるように全庁的に対応していきたいと思いますので、世界遺産の登録、それから、環境を所管する部局、観光部、一緒になりまして適正化協議会も含めて、富士山の環境保全に役立つような方策をどういうふうに講じていけるか、早速検討させていただきたいと思います。

高野委員 2月の委員会あたりで多少の報告ができるように頼みます。

白壁委員 環境を保全することは観光に絶対つながります。今言われているとおりだと思います。環境を規制することによって公的な価値が高まっていくと絶対観光につながります。ぜひ考えていただきたいと思います。

ちょうど今富士山の話が出たんですが、資源課長、富士山の登山道の整備、なぜか知らないけど上りは土木、下りは観光で管理しているが、観光の方は浮石があって整備がまだ甘い。今後の方向性を出していただきたい。

金子観光資源課長 富士山の下山道につきましては、業務委託という方法をとっております。7月1日から8月31日までが富士山の通行期間でございますけれども、通行前の安全対策あるいは標識の適正な設置につきまして現在土木と同じレベルで整備委託をしております。

白壁委員 土木と同じレベルでやっていたら何も言わないんですけれども、土木と同じレベルでやってないのでお話をしているわけです。富士山はまた崩落事故でもあると大変なことになります。1つの石が2つに、2つの石が何千になってまた死人が出る可能性もある、事故が起きる可能性もある。そういうところもしっかり気をつけながら整備をしっかりしていただきたい。基本的には上りが土木、下りが観光ということ自体が私はおかしいと思いますけれども、この辺も今後検討していただきたい、これは主張でございます。

それともう一つ、数日前にスポーツ新聞を見たら、最近はで三ツ峠が載ったり、八ヶ岳が載っていたり、山へ登る人たちの情報がみんな出ているんですね。今、山梨県へ登山のお客さんが、トレッキングやハイキングブームで来られていると思うんですけれども、年間どのくらい来ているかわかりますか。

金子観光資源課長 富士山で言いますと、今年度19万4千人来ております。他の具体的な数字は今手持ちがございません。

白壁委員 また後で示してください。これから登山のお客さんというのは相当観光に対しても寄与するものになると思います。一番問題は日帰りをしてしまうところだと思います。富士山は違いますが、ほかのところは日帰りをする。そこで宿泊をさせるための手段というものをぜひ考えていただきたいと思いますけれども、この辺は何か考えていることがありますか。

金子観光資源課長 山岳登山はやはり山小屋利用というのが非常に重要だと思います。山小屋につきましては現在トイレが環境保全型でないということで不評もございます。そういう意味で、山小屋トイレの環境問題についても、積極的に今対応しているところでございます。

白壁委員 そういう話ではなくて、例えばハイキングに来るお客さんがいっぱいいるじゃないですか。そういう人たちも何とか一泊させるような手法を、考えていただきたいということを聞いているわけです。

堀内観光振興課長 白壁先生がおっしゃるように、特にシニア層が山に登るというニーズは非常にふえております。今展開している大型観光キャンペーンにおきましても、例えば山に登った後いい温泉がありますよとか、こういうおいしい食べ物があります、ほかにもこういう魅力がありますというコースづくりをして、トータルとして山登りだけではなくていろいろな魅力を、楽しんでいただけるような情報提供を今進めているところでございます。

金丸委員 以前、天野知事は「環境・人・山梨」、山本知事のときは「環境日本一」というような言葉も使いました。そして今柿沢顧問は「環境観光立県」というような言葉を使っているという話を聞いているんですが、先ほどいろんな環境問題を絡めての話がありました。2月の議会あたりに向けて一定の整理がされればいいなと私は思いますので、「環境観光立県」という視点で問題を考えてください。問題提起をさせていただいて、答えはいりません。

主な質疑等 農政部関係

第127号 平成十九年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中農政商工観光委員会関係のもの

質 疑 なし

討 論 なし

採 決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(食肉流通センターについて)

渡辺委員 畜産課長に聞きたいのですが、石和にあります食肉流通センターは、十四、五年前ですが、職員による使い込み事件があってからかなり経過しているのですが、この間行ってみたらまだ経営が非常に厳しいということでした。経営の合理化をするには一頭でも余計に牛でも豚でも屠殺しなければならないという状況です。そういう状況を踏まえた中で、県で補助金をだしたらどうかと思いましたが、その状況を教えてください。

渡辺畜産課長 食肉流通センターは、平成2年に起きました職員の横領事件により、平成3年8月に会社として再建設されて以降、県の出資、経済団体の出資のもとに、お

おむね順調に経営を続けてきましたけれども、平成13年に発生したBSEを契機に、屠畜頭数が減ってきたこと及びその後のいろいろな偽装事件、そしてやはり農家からの出荷頭数が集まらないという状況もございますが、昨年度から経営検討会議に外部から委員をお願いするなどして進めてまいりまして、今年度をスタート年度とする改善計画を進行しております。今年度については赤字体質から脱却して経費を削減したりする中で、今のところ順調に当期利益が黒字になる見込みでございます。

県の支援としましては、今までも施設整備はすべて農畜産業振興機構の補助残を県が債務負担行為で行っております。また、経営検討会議の中でも今後も施設整備の新たなものは支援していくという方針も出ております。今後はブランド化を目指した生産物を農家と一体となって生産しながら、ブランド生産物の流通の拠点としてさらに発展をさせていくべく経営努力をしております。

渡辺委員

前の畜産課長さんが今社長をされているようでして、冷凍設備ですとか、いろいろな設備がありますが、年数がたってきたり、故障とかがあるようですけれども、よろしく願います。

渡辺畜産課長

施設の整備計画を立てる中で、以前、HACCPに基づく屠畜解体ラインを整備しましたので、今後は冷蔵庫等問題が起きるところを検討してまいります。

(農業改良普及指導組織の見直し)

金丸委員

6月と9月に農業改良普及センター指導のことについて質問をさせていただきました。新しい横内知事が農業改良普及センターの再構築という問題を掲げられて、議論も何回かしてきたわけですが、年内に一定の方向をとということで、農業ルネサンス大綱も出されたりして、検討いただいているかと思っているわけです。私が言いたいのは、従前から申し上げていますが、農家の皆さんが身近で普及指導をしていただきたいという意見が、圧倒的に強いということになります。

そうした中で県におきましても、普及指導組織の見直しということで御議論いただいているようです。検討の中でメリット・デメリットなどが分析されたり、今後の人員の配置体制などについても、検討されているように伺っていますが、従前から言ってきましたように、現在は中央拠点と農務事務所にそれぞれ人が配置されているわけですが、やっぱり農家指導を強力に進めてもらいたい。技術研究ももちろんであります。技術研究は中央拠点の総合農業技術センターなり、果樹試験場で行ってもらい、農家に近いところで指導ができる配置の見直しを要請したいと思っております。この辺について先ほど申し上げた年内の方向づけ、あるいは、今の議論の状況などについてお考えを示してもらえればと思っております。

山本農業技術課長

6月、9月の議会においても御質問いただいております。その中で現場の身近に普及指導員を置いてほしいという意見もございましたし、あるいは、農務事務所あるいは中央拠点に対して、相談がしにくいなどという意見もいただいております。そういう中で4月から関係者、あるいは農家を対象にしたアンケート調査をしてきたところでして、その中にはやはり身近なところで迅速に対応してほしいという御意見がございますし、あるいは、また農家の方々が相談する場合にどちらの方に相談したたらいいいのかわからない、あるいは、17年までは普及センターという名称があったけれども、普及センターという名称がなくなってしまったため、従来の普及センターがなくなったじゃないかというような意見もい

ただいております。

1つにはやはりわかりやすい名称を表示していかないのではないかと検討しております。また、今、先生も御指摘のように、現場の部門に普及指導の体制をもう少し厚くしてほしいという意見もございますので、地域の実態に合った普及活動が進められるように、農務事務所に普及指導員の増員を検討しているところでございます。

それから、我々県が行う普及指導以外にJA、農協のやはり営農指導という役割もございます。JAと私どもの関係者が集まったJAの営農指導と普及活動との連携強化推進会議というものを設けまして、その中で役割分担等を決めながら、連携方針を今策定をしているところでして、その策定を年度内にはしていきたいと考えておりますが、その連携方針が出たところで具体的に試行的にできるところから、活動をしていくということで進めていきたい。それを検証しながら、なおかつJAと県との連携強化を図っていきたいということで今進めているところでございます。

金丸委員

昨日、鈴木議員の一般質問の答弁の中で、JAとの営農関係、あるいは技術指導などの問題についてJAにゆだねるという話がありました。それはそれで理解できるし、今後そういうことも大切にしていけないとは思いますが、現実の問題としてJAの営農・技術指導というのは、県の職員、普及指導員などから比べると、そんなことを言うと怒られるかもしれませんが、研究などの点からいくとやっぱりちょっと落差があるかなと私は思っています。それにはしっかり県などがJAの人たちの指導を重ねて行って、初めてできていると思います。農家が頼りにするのはやっぱり県の普及指導員の皆さんで、講習会や記事になっていることだとか、ちょっとした相談をしたいという考え方が強い。農協の職員だといつでも話ができるから、あまり頼りにしてという雰囲気になかなか正直言ってなり得ないというのが、現状ではないかと私は思っているわけですし、この辺についてはどんなふうにお考えなんでしょうか。

山本農業技術課長

私どももJAの実態の部分でいろいろ情報等を取りましたが、その中で確かにJAごとに温度差はございます。そういう中でやはり我々も県としての普及指導をしていかないといけないのですが、技術的な統一も含めて我々としても研修等で支援をしていきたいと思っておりますし、また、JAそのものもできるだけ地域を単位とした連携を強化するというようなことですので、推進会議等を定期的にお願ひしようと考えているところでございます。

金丸委員

JAの方は関連をしたからちょっと発言したんです。私はここでの議論としてはあくまでも県の普及指導員の配置の問題にこだわるわけでありまして、現状中央拠点と4つの農務事務所に配置をされている指導員は74人ということだと思いますか。

山本農業技術課長

そのとおりでございます。中央拠点が43名、それから農務事務所が31名ということで74名でございます。あと本課に1人、普及指導の資格者がいますので、トータルでは普及指導関係で75名でございます。

金丸委員

見直しになる前の農業試験場あるいは総合農業技術センターなど畜産試験場も含めて、そういうところに配置していた人は何人で、8つの農務事務所あるいはその出張所のような普及センターに、配置していた人というのはどんな比率になっていましたか。

山本農業技術課長 普及に携わる者としては、18年度では、全体では81名、この中には副所長、副場長3名も入っておりますので、これを引きますと、実質動ける職員というのは78名ということになります。済みません、手持ちにはちょっと18年しかございませんので。

金丸委員 普及の制度が変わる前は中央拠点のようなところにそんなに多く配置しなくて、農務事務所に相当数が配置されていたと私は理解しているんですが、今の配置だと中央拠点の方が比率としては50%以上の配置になっているわけですね。従前は中央拠点のようなところの方が少なくて、通常の方が多かったと理解していいかどうか。

山本農業技術課長 先ほどの数字は18年ということで、新しく組織した後の数字でございますけれども、今、先生の御質問の17年以前については中央拠点というものはございませんで、農業改良普及センターがあって、そこで地域の農業関係の技術指導や地元民の指導をしていました。そのときの組織の数は、支所まで含めて11カ所で、総数ですと17年度は、本庁の職員まで含めてですけれども、普及に関係する職員ということで86名でございました。済みません、17年のときの各普及センターごとの人数の数字を持ち合わせておりませんので、全体とすれば86名ということでございます。

金丸委員 質問の仕方が悪いのかもしれないけれども、当時中央拠点というのではないということはおもわかるが、農業試験場とか、果樹試験場とか、畜産試験場とかに配置した人員と、それから、8農務事務所に配置した普及員の比率を言っているんです。今配置されている比率は、74、5人ということになれば中央拠点が43人で、農務事務所が31人か32人ということだね。86名のうち中央拠点より農務事務所の方が配置比率が高かった17年から比べると、地元指導をする人が少なくなっている。もちろん中央拠点にいる普及員も地元指導をされるけれども、農家から見ると中央拠点まではなかなか、例えばアルプスの方から山梨の果樹試験場まで行かなければならないとか、こっちから来てほしいと言っても距離が遠くなっちゃって、そういうデメリットなども集約されている面がありますよね。そういうことから当時の状況を聞いて、今度、再構築の中では農務事務所への配置の比率を高くすることの必要性を、私は提起をしているということなんです。

山本農業技術課長 説明不足だったかもしれませんが、17年度以前は試験研究はあくまでも試験研究をしていたところなんです。現場の方で技術指導をするという面では農業改良普及センター、それが18年度の組織再編によって、中央拠点ということで試験場の近く、あるいは、試験場の中に置かれまして、そこでレベルの高い試験研究機関が開発したものをもとにしながら、高度な技術指導をやっていこうというのを中央拠点と言っております。中央拠点と農務事務所の差、比率ですけれども、それが現状では先ほど申し上げましたように43対31ということで、約6対4ぐらいの割合で現場で指導する農務事務所の方が低い。中央拠点で高度な技術ということで、農業試験研究機関が開発したものを含めた高度な技術を指導するということが、6割という配置になっているということです。ですから、試験研究そのものはまた試験研究としての機関がある、こういうことで御理解いただきたいと思います。

金丸委員 今新しくなっからは6対4の比率だけれども、17年当時は逆じゃなかった

かと。普及所に居る人たちの方が数多くて、試験場に居る人の方が少なかったのじゃないかということをお聞きしているんですがね。

山本農業技術課長 試験研究機関には、現場で普及指導をする職員でなくて、あくまでも試験研究に携わる人間ということですので、今、先生の御質問は中央拠点と現場の農務事務所、それがどのくらいの割合なのかという御質問だと思いますけれども、それプラスあと研究員というのがいますから、それは普及活動とはちょっと別の問題になります。

17年の普及指導員、前は改良普及員でしたけれども、その数が86名でございます。事務所に申し上げますと、峡中農業改良普及センターが14名、それから、北巨摩農業改良普及センターが13名、後に組織再編して中北として統合しておりますけれども、それから峡東関係で、東八代農業改良普及センターが11名、東山梨農業改良普及センターが同じく11名で、合わせて今の峡東農務事務所管内は22名。それから、前の西八代農業改良普及センターが8名、南巨摩農業改良普及センターが7名、トータルで峡南農務事務所として15名。それから、富士北麓東部関係でございますけれども、南都留農業改良普及センターが9名、北都留農業改良普及センターが7名、合わせて16名が現在の富士・東部農務事務所という状況でございます。それに加えて、技術指導監が1名、それから、専門技術員が5名いてトータルで86名、これが普及関係の職員数です。

金丸委員 17年以前の農業改良普及指導員の配置、これは8つの農務事務所へ配置をしていた人数ということで理解していいですね。そうすると、現在の4つの農務事務所に配置をしている普及指導員の数はどうなるんですか。

山本農業技術課長 先ほど申し上げましたように全体では31名でございます。中北農務事務所が9名、それから、峡東農務事務所が9名、峡南が7名、富士・東部が6名ということになります。

金丸委員 以前普及指導に当たっていた人がトータルで86人ですね。現在は31名ということで、中央拠点の人もちろん普及指導をするということは承知をしていますが、農家からすると今までの農務事務所の普及指導員というのが一番身近にいて、相談しやすいということと、もう一方では現場で働いている人たちも、どちらが行った方がいいのかというような惑いも一面ではあるとも聞いています。例えば風水害などの被害が出たときに、その調査へ両方から行くというような、非効率な面もあるとも聞いていますよ。

現場で働いている人たちの中でも、今の組織になってからなかなかうまく仕事が回っていないという感じを持って働いているというような声も少し聞いているんです。農家の方もなかなか遠くなってしまって、相談しづらいという意見があって、きめの細かい指導がなかなか行き渡らないという状況にあると私は理解をしていますよ。本庁にいる人たちは本当に従前の17年以前よりも、今の方が職員のチームワークも、それから農家指導もうまくいっているという認識なのかどうか、ここのところが一番大事だと思っている。

横内知事がわざわざ知事選の際に、農業普及改良センターの再構築といったのは、そういう声がやっぱり耳に入ったから、わざわざあの問題を取り上げたんだと私は思っているんですよ。6月・9月の時にも言ったから繰り返しになるかもしれないけれども、知事選の時、農家の皆さんにとって大きな争点になったことは間違いない。知事の公約だから理解をして廃止について検討する必要があるんじゃないかということですが、正直のところ、今の現場で働いている職員の意向

というのはどうなんですか。

山本農業技術課長 組織再編して今年は2年になろうとしているんですが、確かに実際に作業を進めていく、また、指導の中で重複する部分もあるような話も出ております。そういう中で今回再度見直しの検討を進めているところですが、中央拠点と農務事務所は、どういう形でどの部分をどうすればいいかということで、今、検討を進めているところでございます。特に中央拠点の職員については試験研究機関に近いということで、高度な技術の情報は得やすいという話も出ておりますし、また、今までの中央拠点がいない場合ですと、現場に一番近い農業改良普及センターの職員は、一度専門技術員に紹介をしてそれから試験所へ行くということでしたが、今度は例えば一緒に中央の拠点の職員と現場に出られるということで、スムーズに指導できたような意見も一方でございます。全体とすればいい面もあるけれども悪い面もある。そういう中で今回どういうふうに円滑に指導ができるかということで、現在、検討をしているところでございます。

金丸委員 高度な技術研究をする中央拠点という位置づけはもちろん必要であります、職員の意見、ほかに農家の意見、それがおおむね現場にできるだけ近い農務事務所という声が強いということであれば、人員が削減されている中で、従前まで戻せとは言わないけれども、農務事務所の方に4分の3とか、3分の2とかというような人員配置をお願いしたい。何となくこういう声があるから、中央拠点から少し農務事務所に回すかということではなく、何回となく委員会でも議論をしてきているわけだから、このことを踏まえて配置をする必要があるんじゃないかということを提起します。その配置の問題について答えてくれますか。

遠藤農政部長 普及指導員の配置につきましては、現在、総合農業技術センター等の中央拠点と、それから、各地域の農務事務所の農業農村支援課に配置しております。その中で、今、先生御指摘のように、昨年4月に新しい制度になった中で、現場の声が遠くなったとか、現場の相談をどこにしたらいいかわからないとか、いろいろ御指摘をいただいております。さらに今般ルネサンス大綱をこの12月に策定する予定でございますが、その新しい施策に対応していくためにも、やはり各農務事務所に増員を検討しております。ただ、増員数につきましては、地域農業の特性やJAの営農指導との連携状況、それから、対象団体数とかエリアの広さ等を勘案しながら、増員数については検討をしていくこととしております。

金丸委員 わかりました。大幅な増員配置をということを私は申し上げておきます。それから、将来的にJAとの連携、県の普及員によるJAの職員の指導は大切なことだと思います。ただ、現状ではJAに余り頼り過ぎると、間違いが起こりやすいと提起をしておきたいと思っております。

最後にもう1点だけ、農務事務所なり中央拠点の所長を初めとした関係者の声なども、しんしゃくをした上で配置をされるように求めて、見解はいいですから終わりたいと思います。

棚本副委員長 今、部長さんの発言の中でバランスを変えたいという回答だったと思いますが、変えた場合に今まで継続している指導研究というのは、簡単にバランスを変えても大丈夫な程度の小規模の指導研究を、この2年間でされているということでしょうか。そこだけ聞きたいと思っております。

山本農業技術課長 試験研究はもともと試験場でございます。たまたま前の総合農業試験場が総合

農業技術センターという名称なんですけれども、その試験研究機関については、それぞれ地元の声を聞きながら研究は進めております。その成果をどういうように現場におろすかということで中央拠点あるいは、農務事務所の役割として、普及指導をしているということですので、今まであるいは今まで以上にいろいろの御批判などの声も踏まえて一生懸命普及活動に取り組んでいきたいと考えております。

棚本副委員長 わかりました。やはり現場重視の方がいいということは私もそのとおりだと思います。ただ、それに当たって農務の組織の新たな再編の中でこの2年の指導研究というものも、バランスを変える中で崩さないような最低限の保持をしながら、ぜひよりよい農政が進められることをお願い申し上げて、終わらせていただきます。

高野委員 今、金丸委員が言ったように、知事も再構築という話をしていますから、多分公約違反にならないような再構築にはなると思いますし、また期待もしております。ただ、普及改良センターは11カ所あったのをなくしたのではないんですね、そのところをはっきり聞きたい。

山本農業技術課長 農業改良センターという名称はなくなっただけなんですけれども、機能は中央拠点あるいは農務事務所の農業農村支援課で持っておりますので、基本的にはなくなっただけということではございません。

高野委員 それが一般の人にしてみると、看板がないことで普及センターがなくなったと考えている人が非常に多いわけですよ。中央拠点や農務事務所がその普及の役割をしているのであれば、それをまず知らしめることが大事で、それを知らしめないから混乱してしまっているような気がするんだけど、そういう部分では努力はされているのか。

山本農業技術課長 農家の意向調査、あるいは、今回のルネサンスのパブリックコメント等を見ますと、やはり普及センターという名称がなくなったために、どこかへ行ってしまったのではないかという認識も多く、また相談をどこにしたらいいかわからないという御意見もいただいております。今まで農業改良普及センターということで親しまれていた名前についても、現状の農務事務所あるいは中央拠点の技術普及部、これらの組織についてもやはり親しみのある普及センターという名前も、二枚看板ですけれどもつけたらどうかと、今、検討しているところでございます。

高野委員 なるべくであれば普及改良センターという看板をつくってもらいたい。少なくとも4つの農務事務所と3つの試験機関の7カ所で、金丸委員が言うように4分の3ぐらいの率で残るわけだから、それは極力そういう方向で進んでもらいたいなと思いますし、やっぱり看板のあることによって職員の意識も変わってくると思うんですよ。ただ、農政は見てみると、自分たちでこういう方向で進めるぞという意識がどうも職員全体につながってない、そういう傾向が強いんじゃないかなと思います。先程普及員の数の問題も出ましたけれども、いろんな計画によってどこの部署も人が減っている。農政も当然人が減るだろうと思いますけれども、人が減ってもより効果的にするためには、農政部が一生懸命努力をしないことには進んでいかないと思うんです。どういう形に変革しても、その部分だけはしっかりアピールしていく、その辺の決意も述べてもらいたい。

山本農業技術課長 確かに、職員の意識高揚も一緒になって進めていかないとなりませんけれども、今回、先ほど申し上げましたような、わかりやすい事務所のための名称の変更、あるいは、現場への迅速かつきめ細かな普及ができるようにということの、中央拠点から農務事務所への人員の増、あとは、JAとの連携強化というようなことを、今、検討しているところでございます。いずれこれを具体的に20年度から執行していく考えでございますので、3月以降にいろいろな場面を使って、例えばパンフレットあるいはホームページとか、もちろん現場においては農協、市町村への説明会等をいたしまして、農家あるいは関係団体に周知できるように努力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

高野委員 一般の相談と高度な技術に関する相談というのが変わってくると思う。お百姓さんもいろんな種類がいて、県にも農協にもお世話にはなりませんよ、私たちは販路まで自分たちで開拓するよという人が2割いて、県と同じぐらいの能力人たちが3割いるとすれば、県の役割とは残りの50%の人たちのためだと、私は思っている。この人たちがわかりやすいように、窓口がどこにあるのか、どの窓口へ相談していいのか、もうちょっと高度な部分についてはどこへ相談したらいいのかと、この割り振りだけは県の方で責任持ってしてもらわないと、再構築となっても、実際その役割を果たさないという場面がすごく出てくると思う。そういう部分についてももうちょっと詳しく教えてもらいたい。

山本農業技術課長 今回18年度の組織再編では、中央拠点として先進農家を中心にしながら、県下全域を対象にした試験研究機関などの技術普及支援ということを中心しており、また農務事務所につきましては、一般的な生産技術あるいは地域づくりといった支援をするということですがけれども、ともあれ、まず中央拠点にしても支援課にしても、相談があったら即対応していく。その中で中央拠点と農務事務所が必要に応じて連携をとりながら、あるいは、どちらか片方で指導していくような体制づくりをとってみたい。それには業務の内容についても検討していかなければなりませんけれども、当然農家が支援を受けやすい、あるいは、相談しやすいという普及組織にしていきたいと考えております。

高野委員 窓口はどこになるのかということが一番基本にしてもらいたいということなんです。窓口を中央拠点でもよし、農務事務所でもよしとなると、私は農務事務所へ行ったら対応が悪かったと、私は中央拠点へ行ったら対応よかったと、こういう違いをつくるなということなんです。要はすべての窓口は例えば農務事務所にあって、農務事務所です話を聞いたとき、この問題はむしろ中央拠点に行くべき話だから、例えば私が一緒に行きましょうとか、私が連絡しますから行ってくださいというすみ分けができないと、中央拠点へ行く人は勝手に行って、農務事務所へ行く人は農務事務所だけになってしまう。窓口業務をしっかりしないと、そこをどうすり合わせをするのか。

山本農業技術課長 今の御意見もいただきながら、その辺の体制を検討してみたいと考えます。

高野委員 それは大いに検討してください。そうしないと、どこへ相談を持っていけばいいかわからなくなってしまいます。そしてホームページで農業ルネサンスが表示されたけれど、パブリックコメントをとると、普通では2つか3つしか返ってこないんだけど、今回このパブリックコメントにはどういう形で何通ぐらいあったのか、その詳細を教えてくださいませんか。

安藤農政総務課長 パブリックコメントの提出数は個人が29、団体が1です。重複した意見がある場合がございますので、意見数では53件になります。

高野委員 では、そのうち一番多かった内容というのはどんなものが。

安藤農政総務課長 53件のうち最も多いのは、普及指導体制にかかわるものでして24件です。これが圧倒的に多かったという状況でございます。

高野委員 いや、1つじゃなくて3位ぐらいまで教えてもらいたい。

安藤農政総務課長 普及関係が24件で一番多くありました。次が女性農業者の育成に関する意見で3件、それから、農産物のPRに関する意見が2件、あとはいろいろな意見がございました。

高野委員 ほかのものに比べると断トツで普及関係の関心が高いということですね。この前の全員協議会のときに、私が知事によく念押ししたんだけど、要するに地域の声というのはパブリックコメントが一番わかるんじゃないかと思う。そのパブリックコメントの意見というものは非常に大切にしてもらわないと、またそれを県政に反映しないと意味がないですよという話を、よく知事に念押しをしました。知事もまさにそのとおりだという話でした。本当に、今、農家も厳しい、農家だけでなくすべてが厳しい部分で、今、山梨の農政はどうしなければならないということも考えながら、この普及というものを非常に重くとらえてもらわないと、山梨の農業は死んでしまうのではなかろうかと、そんな気がしております。

きょうの山日にも「強化望みたい農業指導体制」という意見が載っていましたが、こういう文章が出るということは、それだけ今に不満があるということだから、不満が解消できるような体制をつくっていただきたい。土木だって2つの事務所が1つになったりと、いろんな改革をしているんですね。だから、当然、農政も改革があって当たり前、今まで以上のサービスが受けられるなんていうことはだれも期待してないけれども、サービスが少しでも落ちていかないようなことを皆さんに望んでいるんだから、その辺について、部長、一言総まとめをしてもらって終わらしましょう。

遠藤農政部長 ただいま高野先生から御指摘がありましたように、18年4月からの普及体制につきましては、前よりも地域に密着した声が届かないとか、それから、遠くなったという非常に厳しい御指摘があります。そういう御批判に対応するとともに、それから、やはり今後農業ルネサンス大綱を実施していくため、現場も含めて農政部挙げて頑張っていかなければいけない状況でございますので、そういう視点も踏まえて人員の再配置、また、普及センターの名称の表示とか、窓口の明確化も含めた活動方法の改善、それから、中央拠点と農務事務所の業務分掌の見直し等を行いまして、普及指導組織につきましては普及センターの再構築と言えるように、20年度の実施に向けて見直しを進めていきたいと思っております。

(耕作放棄地対策について)

白壁委員 今、議会でも相当耕作放棄地について話題になっております。今、現状で県内の耕作放棄地というのはどのくらいあるか把握されているでしょうか。

猗股農村振興課長 山梨県内の耕作放棄地につきましては、2005年の農林業センサスによりますと3,252ヘクタールということで、率にして14.7%となっております。

白壁委員 今、市町村で国の委託事業で耕作放棄地のまとめをしているのではないですか。その結果は11月に出たんじゃないですか。2005年でなく直近の数字を教えてください。

猥股農村振興課長 現在市町村で取りまとめているのは、耕作放棄地がどこにどのようにあるのかというのを一筆調査という形で図面に落としています。

白壁委員 ヘクタールも書いてあるじゃない。

猥股農村振興課長 ヘクタールは書いてあるところと書いてないところがありまして、各市町村では今どこにどうい耕作放棄地があるのかを、一筆ごと図面に落としているという状況でございます。

白壁委員 面積書いてあると思ったんですが書いてないんですか。地図上でどこにあって、それを色分けするだけみたいなものなんですかね。それでその耕作放棄地が三千何がしあると、多分今はもっとふえているのではないかと思いますけれども、その対策が相当議会の中でも取り上げられております。新しい情報が入ってきまして、牛をそこに放牧して耕作放棄地対策をしているなんていう話がありますが、その点についていかがでしょうか。

猥股農村振興課長 確かに先生が言われるとおり、実際には面積まで把握できればいいんですけども、なかなか登記簿上の面積と実際が違うこともありまして、実際に調査をしている市町村と調査をしてない市町村とではちょっと温度差があります。この市町村が調査した面積をもとに、来年度、それぞれの市町村では生産活用農地として担い手なり、農業生産法人に農地集積して、生産性の上がる農地として活用していく農地、あるいは、多面的活用農地としまして、山地地帯で少し生産条件の悪いところにつきましては、体験農園あるいは市民農園等の活動の場として使っていく。または牛などの放牧地としても利用していく。もっと山つきの生産条件の悪いところにつきましては、山と農家と集落等の間で緩衝帯をつくるような面積等も考えていきたい。その実際の県の指針を来年からつくっていく予定です。市町村におきましては平成20年から5カ年間ぐらいで、何とか耕作放棄地の解消を目指す取り組みをしていきたいと考えております。

(農地転用手続について)

白壁委員 もう1点、行政手続法第1条第1項国民の権利で、特に農転の許可後に対する行政手続について、プロの皆さんはどう考えますか。

猥股農村振興課長 農地転用後の変更ということにつきましては、原則として農地法第83条2の規定によりまして、これは許可を取り消しということになっております。

白壁委員 行政手続法第1条第1項です。農地法第83条の2ではないです。

猥股農村振興課長 農地の転用の方は農地法の方で処理されるものですから、農地の転用というのは農地法あるいは農地転用関係要領など、関係する国の通知に具体的な手順が示されておりまして、県はその国の手順に基づいて転用処理を進めているのが実態であります。

白壁委員　それを行政手続というんでしょうけれども、例えば農地転用を申請しました。その申請後手つかずのままになっているところというのは把握されていますよね。手つかずになっているところ、おくれているところに対してまず督促をしますね。だめであれば出頭させますね。出頭した後に今度はそれを台帳に残しますね。これはたしか農林省の構造改善局長かなにかの通達で来ていると思いますけれども、この辺いかがでしょうか。

猗股農村振興課長　私どもの方では転用をされた後に活用されないという農地につきましては、残念ながらちょっと今資料を持ち合わせておりません。

白壁委員　構造改善局長の通知の中で、台帳に残せということになっていて、やらないとしないことなんでしょうけれども、今、現状としてやられてないようでしたら、またこれから改善していただきたいと思います。

そして、まず5条の関係、5条というのは私が今さら申し上げることもありませんが、例えば家や建物をつくる場合には、建築確認を出して、それから地元の農業委員会が現地を確認した後に、正式に許可がおりるということになっています。5条の申請に基づいて許可を出したものに対して未着工だという人が、にっちもさっちもいかない状態になった。倒産したとか、破綻したとか、幾つか理由があると思うんですね。これも先程の通知かなにかに出ているんですね。どうしてもその方が家を建てられなくなって、変更届を出して変更しないとならないといったときに、どういう条件があるんでしょう、その点について教えてください。

猗股農村振興課長　今の先生の御質問の件につきましては、例えば申請を出した後に破産宣告を受けた、あるいは、申請した人が死亡したとか、本人の過失ではない部分につきましては変更する手続もございます。故意あるいは悪意をもって一時期はやったような土地転がしの対応もありますことから、この分につきましては私どもも厳格な審査をさせていただいております。

白壁委員　例えば健全なまじめな県民であって、その方がその土地を買われたて農転した。その方がたまたま何かの環境によってどうしても家が建てられない。極めてまじめな人ですが、この人がどうしても建てられない状況になった。それで変更届を出したいというときにどうしたらいいでしょうか。

猗股農村振興課長　私どもがすべての人の評価をしているわけではないですから、なかなか難しい部分はあるんですけども、一時期自分の家を建てるということで転用して、資材置き場なりに転用した事例も非常に多く見られました。そこで以前、県でもそういったものに対する基準を強化をしています。ですから、どうしてもやむを得ず変更しなければならぬ、農地法5条で得た許可をだれかに承継しなきゃならないという場合には、ぜひ農業委員会、あるいは市町村との協議をする中で、県の方へ申請書を上げていただきたいと思います。

白壁委員　甲府だけ農地法の3・4・5条ができるけれど、ほかの市町村は農転ができないので県にお願いをする。先ほどあったような農務事務所を通して本課に出すようになったときに、出先がいいと言っても本課がだめというときもあるんですね。一番詳しいのは地元の農業委員会なんです。月に1回農業委員会を開いて、現地をもちろん確認をして会議を開いて、決定を出すわけですけども、一番詳しい地元の委員会から申請が上がったにもかかわらず、県の本課の方でペケにした場

合という事例があったとしたらどうでしょう。

猗股農村振興課長 県の方では県下全体を平らな目で見させていただいています。1つの基準の中ですべてを同じ土俵で定義をさせていただいています。それともう1点、私どもは返すときにすべて不許可かということではなくて、できたらこの分をもう少し資料の整理をしてくださいということで、お願いをしている状況であります。

白壁委員 そうですね、付せんというやり方ですね。だけど、通達の中に、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理についてという中の第2の(5)で、承認なのか不承認なのか、これを明確にしと出ています。

ある事例がありまして、この方は土地を買いました。そうしたらやくざに印鑑証明を貸してくれとだまされた。それを今度は取り返すために銀行で借金をして、まだ土地の代金も残っている。そのときの書類は青色申告して、赤字、まさしく生活困窮者となった。この(5)で「転用事業者が経済的に困窮し、また当初の申請に添付した」云々というのがありますね。このまさしく経済的困窮になったんです。だれがどんなに見ても生活困窮者だ。でも、付せんというものがありまして、その中にはいろいろ書いてあるんですね。次の理由により申請書を返戻する、今回の申請は事業云々という付せんが出ている。これは去年の10月です。

農地を確保するのは当然です。だけど、これはだれが見ても聞いても、第三者機関に出してもこれは悪質じゃないんです。絶対ない、どう考えてもないです。これだけの資料が整っている。こういうときには、その方々の立場もよく考えていただいて、そして行政手続法の第1条第1項に何て書いてあるかということ、「国民の権利利益の保護に資することを目的とする」とあるんです。僕はこういう考え方がやっぱりもとにあるんじゃないかと思うんです。最後、部長さんからお話を聞いて終わります。

遠藤農政部長 農地行政につきましては、農地法の法律でしっかり決まっております、国・県・市町村、それから農業委員会、それぞれ法律の体系のもとで、全国一律の基準によりまして運用しているものでございます。今の先生からお話のありました事案でございますが、この種の事案につきましては農務事務所、それから、本庁の担当課の方でよく相談いただきまして、やはり県としても全国の基準というものがございますので、それに応じて対応させていただかざるを得ないところがありますので、それについては御理解をお願いいたします。

白壁委員 わかります、法的なものもわかる。だけど、最後、裁量があるんですよ。その裁量がどういうところにあるかというのが一番重要なところなんです。ずっと許可か不許可で延ばすということはおかしいと思うんです。それだけの証拠書類が整っているんです、完備されているんです。であれば、当然出してやらなきゃならんものは、出してやるべきだと思うんです。先ほど言われるように悪質なものを、右から左に流すような土地転がしだというようなものは絶対だめだと思うんです。だけど、だれが見てもどう見ても大丈夫だろうというものがあれば、当然許可を出してやっていいと思うんです。

猗股農村振興課長 私どもとしましては、少し前にも先生と話をさせてもらった経緯がありますけれども、極力各市町村の農業委員会の言葉を真摯に受けて処理をしていきたい、対応していきたいと考えております。

主な質疑等 企業局関係

所管事項

(公営企業管理者の給料の減額について)

金丸委員 この減額によってトータルでどのくらいの減になるんですか。

清水総務課長 年間68万8,000円余りの減となります。

金丸委員 管理者以外については答えられませんか。

清水総務課長 知事におかれましては10%のカットですので年間151万2,000円の減となります。それから、副知事は7%のカットですので81万4,000円余りの減となります。その他、代表監査委員はやはり7%のカットでありますので65万5,000円、また教育長も7%のカットで67万2,000円、知事、それから特別職全員合わせますと年間で505万6,000円余りの減となります。

その他 ・ 委員長報告の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査は来る1月29日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以 上

農政商工観光委員長 浅 川 力 三